

新潟市自治基本条例検討委員会 第4回会議 会議録

【開催概要】

日 時： 平成24年8月31日（金）10：00～12：00

会 場： 新潟市役所本館6階 第1委員会室

出席者： 新潟市自治基本条例検討委員会 委員

岩橋委員、栗山委員、郷委員、坂上委員、新藤委員、原委員、

長谷川委員、樋口委員、若井委員、若林委員

事務局

井崎政策調整課長、政策調整課員

傍聴者： 2人

【会議内容】

1. 開会

2. 議事

(1) 議事にかかる調査について

(原委員長)

皆様、おはようございます。暑い中ご苦勞様ですが、今日もひとつ、よろしくお願いいたします。

最初に、傍聴でございますけれども、要綱に則りまして許可いたします。それから写真撮影、録音も許可させていただきますので、委員の方々はご了解の上、ご発言等をお願いいたしたいと思っております。

前回までで3章については議論が終わりましたので、今日は、第4章「区における市民自治」という章でございます。それともう1つ、第5章「国及び他の地方公共団体等との協力」、この2つの章について論議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、前回の会議で要望がありました資料について、事務局から説明していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局)

改めまして、おはようございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、先回質問をいただいたものについて説明させていただきます。使いますのが資料6でございます。併せまして、先回配布させていただきました

資料5、第4、5章の個別票というものもご覧いただければと思います。

はじめに、「地域の学校パートナーシップ事業」についてでございます。資料5の4-3が個別票でございます。本日、資料6で、その補助金の交付要綱をお配りさせていただいております。

地域の学校パートナーシップ事業につきましては、学校と地域がともに元気が出るように、地域教育コーディネーター等を学校に配置するという事で事業を展開しているわけですが、その補助金の要綱、根拠ということでご指定がございました。

資料6の要綱第4条、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」、これが、地域と学校パートナーシップ事業という形で、新潟市が展開している事業になっています。要綱最後の見開きページをお開きいただきますと、「別記」と書いた横書きの表がございます。この一番上に、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業につきまして、補助対象事業の内容が、表頭左から2つ目の欄に書いてございます。①番、②番、⑤番、⑥番が、新潟市が対象となっている事業でございます。補助対象経費等につきましては記載のとおりでございますので、割愛させていただければと思います。

それから、調査要望の事項の2番目でございます。「子どもふれあいスクール事業」ということで、資料5の個別票の4-4でございます。これは、本日お配りした資料はございませんので、口頭でご説明申し上げたいと思います。

子どもふれあいスクール事業につきましては、参加者数が減っているということで、その理由をとということでございますが、その前に、資料4-4の訂正をさせていただきたいと思います。概要の最後のところ、「平成16年度より事業開始」というところが誤記でございます。平成14年度からということで訂正をさせていただきます。お詫び申し上げます。

それから、その下の運用上の課題・問題点で、ふれあいスクール事業の子どもの参加者数が減少傾向にあると記載させていただきましたが、児童生徒数自体が減っている中で、参加者数をそのまま実数で比べてもなかなか適正な捉え方ができないということもありまして、担当課からは、児童の参加率という形で比較をしたいということでございました。数字を、口頭で申し上げたいと思います。21年度につきましては、延べ児童参加数を児童数と開催数で割り算したもので、平成21年度は12.6パーセント。それから平成22年度が、11.8パーセント。それから平成23年度が、11.4パーセントというこ

とで、児童数と同じように、若干減少傾向にあるということでございます。

お尋ねの、参加率あるいは参加児童数の減少の理由ということでございますが、主な理由といたしましては、特に影響が大きかったのが、平成23年度より学習指導要領の改正がございまして授業の時間数が増えたこと。それから、それに伴いまして授業の終了時間が延びたことによりまして、平日の活動が主に開始時間が遅くなったことと、上級生の参加が以前よりできにくくなったというような要因を分析していらっしゃいます。

また、台風ですとか大雨、あるいはインフルエンザが発生したりすると、お子さんたちを早く学校から自宅に帰そうというような、衛生上、災害上の問題等もありまして、学校側がそういった対応を迅速に行うことが増えてきておりますので、平日、お子さん方が学校に残っている日数も若干減っているというようなことをお聞きしております。以上が、子どもふれあいスクール事業の参加者数の減少の原因ということでございます。

それから3点目、「地域振興事業補助金」ということで、資料5の4-6。4-5も若干該当いたしますので、併せてご覧いただければと思います。

地域振興事業補助金につきましては、旧豊栄市、今の北区の中の一部でございますが、旧豊栄市の制度をそのまま引き継ぎまして事業展開をしているということでございます。したがって、北区以外の7区、あるいは北区の中でも旧新潟市の地域のコミュニティ協議会に関しましては、資料5の4-6の補助金（新潟市地域活動補助金）が適用されているわけですが、旧豊栄市のコミュニティ協議会に関しましては、別制度で、旧来の豊栄市の制度をそのまま引き継いでいるということ、それが地域振興事業補助金というものになっているということでございます。

資料6の最後に、その概要を記載させていただきました。

目的等につきましては、「自治意識と連帯感を醸成し、地域課題の解決の促進を図る」ということで、ほかのコミュニティ協議会の（新潟市地域活動補助金と）同じような目的になっております。次のところ、補助対象経費につきましては、7つの区、（北区内の）旧豊栄市以外の地区につきましては、4-5（新潟市地域コミュニティ協議会運営助成金）と4-6（新潟市地域活動補助金）、合わせた補助金等を受け取っているわけですが、旧豊栄市のコミュニティ協議会につきましては1本で、別の制度で動いているというようなことが記載してございます。

それから、平成24年度補助予定額ということで、1,290万ほどの予算が計上されて、その下には、平成18年度から平成23年度までの実績が記載されております。1団体あたりに割り返しますと、平成23年度で269万7,000円ほどということになっております。

今、この補助金につきましては、旧豊栄市の制度が、市全体の中で唯一、別制度で動いているわけですが、平成26年度を目途に制度を統一しようということで、今、地元の方へのご説明をしながらご理解を賜ろうということで動いているとお聞きしております。

私からは、先回の調査のご指示をいただいたものについてのご説明を、以上で終わらせていただきます。

(原委員長)

ありがとうございました。

時間の関係もございますので、どうしても確認しておきたいという点が、今のご説明の中でありましたら、委員の方々からご発言いただきたいと思っております。何かございますか。

(樋口委員)

子どもふれあいスクール事業なのですけれども、これは、学校とPTAから手を上げると、審査して受けることができるというようなことが書いてあったのですけれども、これは、今、(実施校が)57ありますが、児童センターとか、放課後子どもたちが集まれるような受け入れ施設があるところの学校にこれがあるのかどうかということが分かったら、とてもありがたいなと思ったのですけれども。

そういうところにこのようなものがあるとしたら、この参加率というのは、相当低いなと思っていたりもしていたのですけれども。児童センターがなくて、ひまわりクラブを卒業した4年生以上の子どもたちが集まる場所とか、あと、地域の子育ての人たちが集まって、いろいろな縦の年齢層の子どもたちが集まったような形の、そういう児童館みたいなものがなくて、非常に不自由していると、私は、北新潟の人たちから伺ったことがありまして、そういうようなところと関連した形で、もう1回、この事業実施校ですか、これを少し教えていただきたいと思ったのですけれども。

(事務局)

57の実施校名が知りたいと、そういうことでよろしいのですか。

(樋口委員)

そうですね。それと合わせて、児童館とか子どもセンターというような、放課後子どもたちが利用できるような。

(原委員長)

ひまわり学級みたいなものですかね。

(樋口委員)

ひまわりは、登録して、お金も払って、そして指導を受けるのですよね。そうすると、親はそこに迎えにいかなければだめなのですけれども、子どもふれあいスクールとか児童館は、来ていいですよ。遊びのお手伝いはしますけれども抱え込むものではないですよというような、少し考え方が違うかと思うのですけれども、子どもふれあいスクール事業を読ませていただいたら、多分、これは児童館のないところでは、非常にいい形なのではないかなと思ったものですから、できれば、新潟市の児童館と、子どもふれあいスクール事業を展開している学校が地図上に配置されているようなものがあれば見たいなど。

(原委員長)

学校ごとに、それぞれがあるのかないのかが分かればいいのでしょうかね。

(樋口委員)

そうですね。

(原委員長)

それは、少し時間がかかるかもしれませんから。

(事務局)

教育委員会と市長部局で所管課が違っていたりしますので、全体を1つの図面に落とししたものは、多分ないと思われます。ただ、学校の所在地とか児童館の所在地はわかりますので、住所が記載されたものでよければ、リストはお渡しできると思います。地図に落とせというと、なかなか時間も。

(原委員長)

1つの学校に、2つ以上のそういった組織があるということはあるのですか。

(樋口委員)

私もそれが(気になっていた)。そういうものがあれば子どもたちが選べるわけですから、あったほうがいいと思うのです。だけど、もしも、児童館とか、子どもたちが行く場所がないところでこういうものが展開されているのに、この利用率というのは、単に率で出しているわけですからこの率なわけですよ。

そして、利用しない理由というのは、子どもたちに聞いたことがあるのかなということのを少し思ったものですから。工夫というのでしょうか、やはり開く時間なり、メニューなり、そういうものもあるのかなと思うのですけれども、そういうものが分かればなと思いました。

(郷委員)

(旧)新潟市の児童館は3つです。有明児童センターと坂井輪児童館と新潟市児童センター。この3つしか児童館というものはないので、そこを併設して、例えば西区でしたら、坂井輪児童館があり、有明児童センターがあり、一番端的には、有明児童センターがある小学校区の青山小学校さんもふれあいスクールを開催しています。青山のふれあいスクールは、児童館に行かない子どもたちだけなので、かなり参加率が少ないという話を聞いていましたけれども、それでも、児童館には行かなくて、(ふれあいスクールを)選んで行くということをやっていたし、うちの学校もふれあいスクールはやっていますが、先ほどお話があったように、とにかく子どもたちの授業時間数が延びているので。

うちは9年目ですが、当初は2時から始められたものが、今は3時からになっています。でも、5、6年生になると6限まであるので、終了時間が4時半です。それは、学校の下校時間に合わせての開催なので、下校時間が遅いときで4時半、冬場になると暗くなって下校時間が早くなると4時です。そうすると、1時間の開催になるので、やはり、そういったことで参加率が減っている学校が多いのかなと思います。このふれあいスクール事業というものは、参加率を上げるための事業ではないと私は思っています。要するに、子どもたちの居場所を、安心安全な居場所を地域と学校で作っていくというような居場所なので、私達の場合、来ない子が増えているということは、居場所があるのだと。塾にしる、習い事にしる、子どもたちの放課後の取り組みもどんどん多くなってきているので、先生が管理しているところであっても、そのように私達は理解してやっていますので、児童館とかとは、少し質が違うかなと。

だから、メニューがあつてとおっしゃられましたが、本当に何気ない日常の見守りなので、地域の、専門家ではないおばちゃん、おじちゃんがやっている。メニューをたくさん用意するとボランティアの方の負担にもなるので、メニューではなく、地域の方が、今、核家族が多いので、大家族みたいな雰囲気と一緒に遊ぶというような居場所を、坂井東小学校ではやっています。それで、うちの学校は、別に参加率が減っているということもなく横ばい、児

童数が減っても横ばいという形で実施しています。

(樋口委員)

北区では、3つか5つくらいの児童センターと児童館、健康福祉課の管轄だと思っておりますけれども、そちらは、非常に子どもたちの利用がいいのです。今度は、年上の子どもたちも、今までは小学生が中心だったのだけれども、中学生の子どもたちもぼつぼつ顔を出すよというようなことを言われていて。でも、大きい子が入ってくると、やはりその雰囲気が変わってくるし、動きが、ボールを投げても何をして、子どもたちと大きさが違うので、そういう面で、私たちは、青少年の居場所のことを考えたのですけれども。北新潟のほう、具体的にいうと松浜とか濁川のほうにはこういうものがないというところで、なぜ、旧豊栄のほうにだけ（児童センターや児童館が）あるのかということで、いろいろとお願いをしているのだけれどもそういうものができないのだよねと。豊栄のほうでは、また新しい、豊栄児童館というすごいものができたのですが、あれを見ると本当にうらやましいだろうなということも思いながら。

ふれあいスクール事業に関しては、子どもたちが忙しいということが大変よく分かりました。

(原委員長)

あとは、クローズする時間が適切かどうかということがあるのかも知れませんか。特に冬場。それは下校時間との関係があるから、一律には難しいのかも知れない。要望は出せるかも知れませんか。

(郷委員)

私たちは、子どもたちにたくさん体験とか異年齢の経験をできる力をと、教育委員会とか文科省が言っている時代に立ち上げて、本当にたくさんの地域の方が協力して軌道に乗って、平日でも2時間、3時間の居場所づくりをしていたのに、文科省の方針が変わると、今度は学力（重視ということ）となって、授業時間がどんどん延びて。授業に使っているということは、空き教室が減っているということなのですね。これをやるために、子どもたちが集まる体育館とか、大きなフリースペースとかが用意されないと、学校も子どもたちの居場所がないので、その辺りがうまく回っていくといいかなというのと、中学生も、今は全員が部活をやっているわけではないので、うちの学校にも部活をやっていない子どもたちがスタッフという形で入ってきて、自分が遊ぶのではなくて小学生の遊びを見守るという形で、ある意味、中学生の居場所にもなっている

のかなと思いますが。なかなか国の方針によって対応が全く変わってくるので、難しいところだなと感じています。

(原委員長)

では、事務局で、(児童館・児童センターと子どもふれあいスクール実施校の)一覧表みたいなものを作っただけだと思います。ほかにありますか。

(若林委員)

コミュニティ協議会に対する豊栄方式というのですか、これと、普通のコミュニティ協議会に対しての補助とか利用の違いというのは何なのですか。

(事務局)

主な違いは、制度上、大多数のコミュニティ協議会の皆様にあつては、資料5の4-5と4-6、2つ補助制度を設けていまして、4-5は、コミュニティ協議会の運営をする(ための補助金)ということで、平成23年度から20万円を上限に補助をさせていただいているということでございますし、4-6では、その活動に応じて20万を限度に助成させていただいているということになっております。したがって、活動をするときには活動の補助金、会の運営をするときには運営の補助金、2本立てで動いているということになりますし、豊栄市の旧制度につきましては、その補助金が1本になって合体をしているということでございます。

結果的に、交付金額に大分差があるのではないかとご指摘もたまにいただきますけれども、旧豊栄市以外の方々については、20万円の活動費プラス各事業によって交付をされているということは、旧豊栄市の制度と、対象経費について大きな違いがあるわけではありませぬので、制度的には2本に分かれているものと1本に分かれているものということが違うということでございますので、その活動が、全く同じ活動がなされれば、さほど金額的には変わりはないという実体になっていると思います。

ただ、4-6につきましては、事業1件ごとのご申請をいただかないとダメなことになっておりますけれども、旧豊栄市の制度につきましては、年間の活動予定を出していただいて、年間終わりましたら活動実績を出していただく。要は、事業1件ごとに補助申請をいただくような形にはなっておりませぬので、手続き的には、多少旧豊栄市のほうが簡単に済んでいるかと思っております。

(若林委員)

そうすると、豊栄は、活動費補助金でしたか。運営助成金ではなくて。そち

らのほうは、含めたもので、上限これだよという考え方なわけですか。

(事務局)

はい、そうです。

(若林委員)

他のコミ協は、上限はないということになるわけですね。

(事務局)

旧豊栄市以外につきましては、団体の活動で1事業について20万円が上限です。

(若林委員)

1事業ということですね。

仮に、30事業やると600万円と、計算上はそうなるわけですが、それも可能だと。そういうことになるわけですね。

(事務局)

そうです。

(若林委員)

分かりました。

(原委員長)

ほかにございませんか。ないようであれば、この部分についてはこれで終わりたいと思います。

(2)新潟市自治基本条例に関わる条例、制度等の現状と課題の整理

(原委員長)

それでは、第4章及び5章について、事務局で説明がありますか。

(事務局)

先回、3回目の会議の最後に資料5のご説明をさせていただきましたので、私からの説明は特段ご用意しておりませんが、第4章、5章の規定の制度等については、資料5に記載しておりますのでよろしくお願いいたします。

(原委員長)

では、資料5をご覧くださいながら、まずご意見を受けたまわりたいと思います。まず第4章、これにつきましてのご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(若林委員)

先ほどのコミュニティ協議会の助成金の考え方なのですが、実は、コミュニティ協議会が、一番何に困っているかという人件費なのです。人件費に使えるお金がないと。それで、あまり事業ができないといいますか、そうした人件費を含めた補助制度を考えていく必要はないだろうか。それは、運営助成金があるよという、20万、あるいは小学校区単位が大体できていますので、2校抱えているところは倍の40万ということなのですが、少し、桁が1つ違うのではないかなと感じます。

その辺を、コミュニティ協議会は市の行政にとってどういう位置づけなのかということ、やはりもう少しきちんと考える必要があるのではないかなという気がします。

(原委員長)

これについては、岩橋委員のご意見も聞きたいと思うのですが、どうですか。

(岩橋委員)

実は、このコミュニティ協議会の運営補助金、活動費のことですが、先般の会議の資料の説明の中で、実は、北区の資料も出していただきたいというのは、その辺の背景もございまして出してもらったわけなのですが、やはり、コミュニティ協議会によって、非常に財源がばらばらだと。ということは、話は逆りますが、区自治協議会ができて4年経過したとき、5年目に入る前ですね、コミュニティ協議会を強化しないとまちづくりは立ち行かないという側面から、コミュニティ協議会のいわゆる困っていることは何だろうということで、全区のアンケート調査をいたしました。そうしますと、今、若林委員からもありましたように、一番は活動の拠点がなくということなのです。例えば、集まる場所ですね。それから、もう1つは、事務用品がないと。例えば、パソコンがない、コピー機がない。当然、インターネットも含めてのことですね。それに、人件費がないということが、ベスト3として上がったのがこれなのです。これを元にして、2期終わったときに、区自治協議会の各区から代表ができて、8名でコミュニティ協議会の要望、活性化するための要望事項をまとめまして市長に答申してあります。その結果、見えてきましたのは、比較的合併市町村については事務所を持っているのです。コミュニティ協議会の事務所を持っているのです。歴史的な背景があったと思うのですが。特に、新潟市内区は、事務所が全くないのです。ですから、近くの自治会館を借りたり、町内会

で持っている集会場を借りたりというようなことでやっておりまして、やはり、集会場をきちんと作ろうということで答申しております。

一番困っている新潟市内のものについては、まちづくりセンターというものをこれから作っていかうということで、一部の地域で、もうまちづくりセンターができています。そこに、コミュニティ協議会の事務所を設置しましょう。例えば、現在、東区では石山出張所、それから山ノ下出張所、ここには事務所ができております。それから、パソコン、事務機ですね。これもかなりのところに、予算がありますので、配置、いわゆる配布といいますか、これもやっております。ということで、かなり環境整備は整ってきたといえるのではないかと。ですから、自治基本条例で謳われているいわゆるコミュニティ協議会の活動については、支援をするという部分については、条例の精神がようやく反映してきているのかなと思います。

あとは、問題は、お金なのですね。これが、今、若林委員からもご指摘がありましたとおり、やはり北区の旧豊栄については総額でいくらとして渡していると。あとの地域は、活動するものについては出しますよということですから、活動しないとお金がでないのです。したがって、活動をする地域、コミ協は、お金がどんどん入る。何もやらないところは入らないということも起きているのです。コミュニティ協議会によって格差が生まれていることも、今、現状、現われております。という状況かと思えます。

あと、人件費の問題については、具体的にいいますと、大体月額3万から3万5,000円程度、事務をやっていただく方に（お支払いする）ということで、市も考えていただいていると思えますし、環境整備については、かなり整ってきているのかなと思っております。

（事務局）

資料4-5の運用上の課題・問題点等のところに、若干記載をさせていただいております。「制度開始以来、大多数のコミュニティ協議会が当該制度の運営費の助成金をいただいている」ということで、今、97団体あるうち90団体が平成23年度実績で補助金を活用していただいているということでございますが、自治会費のような会費を徴収していないコミュニティ協議会も多くて、活動財源が問題になる場合がありますよという記載の続きで、平成23年度には、今、岩橋委員もおっしゃったように、いろいろなご意見をいただく中で、限度額については10万から20万に引き上げるとともに、補助対象経費、

今までは賃金ですとか事務所の光熱費等は対象外だったのものを対象内にしたことと、それから、各区、統一されていない要綱で運用していたところを統一的要綱を作りますというような改正をしていただいているということでございますし、さらなる問題としては、今、岩橋委員のご指摘にもありました人件費、若林委員のお話にもありましたけれども、こういったことについては、さらにご意見を伺いながら制度について考えていきたいと記載しております。

あと、まちづくりセンター等の活動場所の展開につきましては、今、市内8か所、1区に1つは必ずあるという状態ですが、順次拡充をしていこうということで。ただ、物理的なスペースのお話になりますので、どうやって確保していくかというような課題も大きいとは思いますが、順次、確保していこうという方向で動き始めたということになっております。私からは、以上です。

(岩橋委員)

今の説明の中で付け加えますが、コミュニティ協議会の活動の場としまして、まちづくりセンターというのはまだ限りがあります。したがって、コミュニティセンター、それからコミュニティハウス。これが地域のコミュニティが事業受託して運営している形が多くなってきています。その中で、いわゆるコミュニティ協議会の事務所も設営すると。こんなケースもかなり増えてきておりますので、報告しておきます。

(原委員長)

若林委員のお話を最初に伺ったときに、これは少し問題かなと思ったのですが、今、お話を伺っていると、かなり改善はしてきたなというところが見えてきたと思います。そこで、このままでいいか、やはり何か、特にここはポイントだから何とかしろというふうに絞られてくると思うのですが、若林委員は、その辺はどのようにお感じになられますか。

(若林委員)

そうですね。例えば、私どものコミュニティ協議会、まちづくり協議会というのですけれども、そこを例にとりますと、5,700世帯から300円という負担金をいただいています。それをベースにして活動をしています。ただし、コミュニティ協議会が活動をするには、どうしても事務局というものが非常に大きな役割を担うことになります。誰かが用があるときに、必ず連絡がとれる、あるいは用が足りるということが非常に大事になっています。ですから、多分、ひょっとしたら、ミニ役場の役目も担うのかなという感覚でおります。そうす

ると、その300円いただいた負担金ではとても足りないです。私ども、いろいろなことで、やはり自由に使えるお金を300万くらいを、実は捻出しております。

どういうことかといいますと、様々な団体さんの事務局を一気に賄っているのです。ただし、有償で。そうすると、その団体さんを、例えば、団体さんに大体一人事務局員がいますよね。そうすると、その事務局員というのは、ほとんど1年間、退屈な事務局員なのです。そうすると、私どもに任せていただくと、1人の人が、3つとか4つとか5つくらいの団体の事務局ができると。いわゆる仕事としてやっていただくと。そうしながら、コミュニティ協議会の事務局の仕事もしていただく。これが一つの職場になるのですね。そういうような形にすると、非常にコミュニティ協議会が活発に見えるのです。

そういった、私どものところは、特殊な事業を始めましたのでいいですけども、では、どこもできるかというところとできないと思うのです。ですから、大体事務局が活発に動けるくらいの人件費を、各コミュニティ協議会に差上げると、多分、活発に動くのではないかと。さまざまなコミュニティ協議会と私どもは独自に交流を持っていますけれども、まず出てくるのが、人件費がないということです。そこにぶつかっちゃうのです。ただし、事務局の場所が困るところも確かにあるのですけれども、それよりも、やはり事務局員のお金がない。すべてボランティアという、それですとほとんど動きがとれないということになっちゃうのですね。

(原委員長)

分かりました。事務局の話を知ると、場所については整備が進んでいると思っただけですが、問題は、やはり人件費のことですね。

(長谷川委員)

やはり、コミュニティがやっていくにあたって、今、若林委員がおっしゃったように、自主財源をどう賄えるように自分たちで作り出すかということを考えることが大事なことで、ずっと与えられ続けられたら、なくなったときに壊れちゃいますよね。それだったら、やはり、この自治基本条例にあるような自主自立の組織としては成り立たないわけなので、やはり、自分たちがやり続けたいと思ったら、財源を確保するためにどうあったらいいかという知恵を出し合って話し合いをするという組織に変わらないといけない。多分、そういうところにきているのだと思います。

まちづくり学校としても、そういったお悩みを聞いて、皆さんのところに向向いて、話し合いを重ねて、知恵を出し合うようなこともさせていただいている中、少しずつ、初めはお願いされてコミュニティの役員をやると言っていた方々も、自分がやれること、できることで生き活きと活動し出すということもありますので。今、多分、そのお金を与えられてしまうと、動きが自立したというところに行きづらいというところもあるかなと。それと、その事務局の人が困るというような体制のままでは動けないのであれば、どうあったらいいかということも、知恵を出していかなければいけないのかなというようなこともあるのかなと感じています。

例えば、少し違いますけれども、観光シティガイドの方々などは、事務局はないのです。観光シティガイドの方々には、事務局を持たないで、携帯電話で常に連絡を取り合うと。携帯も、その役員の人たちが持ち回りで持って、役割をお互いに分担していくということをやっているのです、そのように中でルールを作って、やり易い形でやる。自分たちが持続できるような形を作り上げていくという段階に、少しずつ移行してきているのではないかなと思っています。

安易にお金を当てにしていると、多分、自立はできなくなって、本当にコミュニティ協議会を解散したところもありますので、本当にその地域でやり続けたいと思うのかどうするかということ、コミュニケーションをとっていくという段階にきているのではないかなと。移行期、過渡期ではないかなと感じています。

(栗山委員)

コミ協というのは、私は、本当にこの5、6年（の間）に、コミ協さんがあるというのを知ったようなわけで、町内会、学校、小学校の単位でいくつか集まってコミ協みたいな形になっているのだという認識で今いるのですが、その中の活動の中に関わるようになって、非常に、関わっている方は、結構子育て世代の人から高齢の人までいますが、その人たちを母体にして地域をまとめていったりとかするとしたならば、やはり、行政との繋がりが非常に必要になってきますし、解散などという形になってもらっては非常に困るわけです。そうすると、生き残りをかけて、やはり、その人たちだけが考えるというよりも、バックボーンとしての知恵を一緒に出してあげる行政との関わりというのが非常に大事だと思いますし、これから高齢化になっていくと、どんどん健康を考えなければいけないし、「生きがいづくり」というものを考えなければいけ

ない中で、いろいろな高齢の方たちが関わっていける場づくりというものを、コミ協の中で作っていくということが大切だなと思います。公民館活動とかをやっている長野県の男性の人たちが非常に元気で長生きだということも聞きますので、そういう、やらなければいけないことが1つ、2つ、必ずあって、地域の中で自分の役目があるというような形の中の、住んでいる人全員の「生きがいつくり」ということも踏まえて、行政と非常に連携した関わりを持っていてほしいなと思っています。

(原委員長)

ありがとうございます。人件費のところは、どのように感じていらっしゃいますか。

(栗山委員)

人件費は必要だと。ある程度の、責任を持って動くためには必要だなと。それが、行政から、上から与えられるのか、そこの地域で作っていくのかというのも、せめて、そこの人たちだけの知恵では限られるものがあるような気がしますので、では、ここの企業さんとくっついたらどうかとか、その橋渡しみたいなものをぜひ行政も一緒にこの形で行って、ここのモデルケースとしてはどんなものがあるから、では、こちらの町内もこの企業さんみたいなものがバックボーンでやったらどうかとか、あるいは少しずつ、この町内はないから、では(町内会費を)100円値上げしたらどうかとかというもので、そこの地域で誇りがあれば、お金の出し方はいろいろなケースがあると思います。

(原委員長)

分かりました。この点、なかなか大事なところだと思います。

(岩橋委員)

コミュニティ協議会の現状からして、不足している部分、私、2点提言しておきたいと思います。

現在は、今、栗山委員がおっしゃったように、行政との連携というのは大事なことだと思うのです。行政は、お金は出すけれども口は出さなくていいよというように、条例にもなっています。その通りなのですが、要するに、自治会が、もしくは自治連合会が、コミュニティ協議会を邪魔しているのです。あまりにも、その行政は、邪魔するとかという表現が悪いのですが、行政は、日常の連絡事はすべて自治会にいつてしまうのです。回覧にしろ何にしろ。コミュニティ協議会は通っていないのです。ということは、あまり活動とか連絡に

コミュニティ協議会は関わっていないのです。ですから、コミュニティ協議会というのは、地域にはあまり存在感がないのです。これが現状です。ですから、地域にこういう回覧を回すのは、やはりコミュニティ協議会も関わっていくような仕組みにしていくと。ですから、同じ意思で物事が動いていくような、そういう仕組みが必要ではないかと思います。

したがって、自治会とか自治会の連合会がまだ存続して、かなり力を持っているところが地域によってございます。それが、コミュニティ協議会の活動を、弊害とまではいかななくても、窮屈にしているという面があちこちに散見します。それが1つです。したがって、行政も、コミュニティ協議会と自治会と同じような扱いで連絡網を持つとか、そういうことをぜひお願いしたいなということが1つです。

それともう1つは、活動の部分で、豊栄の一部を除いて、活動するところについては上限20万、1事業で20万お出ししているのです。やはり活動をしていないところは、何もしないで何もお金がないのです。それともう1つは、今年は、たしか1億円なのです、上限が。早い者勝ちで、4月からスタートして、1億円の予算が10月でなくなったらもうないのです。そうすると、やはりコミュニティ協議会にしても自治会にしても、3月もしくは5月で役員が代わります。そうすると、いろいろな事業をやればお金をもらえるよということが、除雪にしても、公園の掃除にしても、知らない自治会長なり、またはコミュニティ協議会の役員なりがかなりお出でになるのです。そうすると、役員が代わった頃、大体4月、5月に代わりますので、6月くらいを目途に、いわゆる補助金制度についてしっかりと行政のほうから説明会をしていただきたい。それで、地域の格差をなくするような仕組みを、ぜひ仕組みの中に入れていただきたい。この2つ、提言しておきます。

(原委員長)

ありがとうございました。

岩橋委員、自治会と同じようにというご発言だったのですが、すみ分けという手はないですか。これは自治会の仕事、こっちはコミ協の仕事というふうに、そうすると、両方生きると思うのです。

(岩橋委員)

そうですね。すべてというわけではないのですが、やはり、共通する部分については共通の情報を流していただくとかということ。東区の区自治協議会

の中で、コミュニティ協議会と自治会という部分で、半年かけて議論したことがあるのです。その中で、やはり地域によっては自治会の連合会が存続しているのです。あるところによってはすみ分けをして、自治連合会はお祭りと神社を管理しますよと。あとの、コミュニティのところについては、例えばコミュニティ協議会がすべてやりましょうと。そのようにすみ分けをしているようなところはまだいいのです。役割分担が明確で。そこに予算をいくらか渡しておきますよという形で。そういうところもあります。

それから、自治連合会をさっと廃止したところもあります。自治連合会はもうやめる、すべてコミュニティ協議会でまかないましょうというところもあります。存続しているところもあります。役割分担を明確にしているところもあります。それを議論しまして、コミュニティ協議会がうまくいかないねと、自治会との差別が分からない、役割分担が分からないねという議論から入りまして、そういうところを、ただ、区自治協議会で議論したことを自治会とか自治連合会に強制はできませんので、パンフレットを作って、こういう方法がありますよということで皆さんに開示したような記憶があります。

そういう意味で、やはり役割分担なのか、または連携という部分をもう少し見える形の何か行政指導なり、または一緒になってやるとかという部分があればなと思います。

(原委員長)

ありがとうございました。その辺がポイントになってきそうだなと思います。

(若林委員)

私どものところ、すべてその段階を終わりにして、自治会は存在しています。自治連合会も存在していますが、すべてコミ協の中に入っています。自治会長さんたちがコミ協の役職の一部を分担しているというところへきています。ですから、財源も、そこからある程度出てきます。私ども（コミ協）が、各戸別に300円頂戴とか（言っても）、誰も出してくれる人はいません。ですから、自治会のほうからそういつていると。そういうものは出来上がっているのですけれども、そのお金をもらうのがいいか悪いかということなのですけれども、実は、余計にはいらぬのです。事務局機能を持たせるだけのお金でいいのです。今、実はそれが無いのです。たまたま私のところは、さっき言いましたように、さまざまな事業をやって何とか動けるだけの、今、3人職員がいます。ですから、それが動けるだけの、ただし高い給料ではないです。半分ボランティア

ィアでやってもらっています。試しに、市の職員に、退職した方に、うちの事務局に入ってくれないかと言うと、全部断られます。なぜかと言うと、まだそこまで、私は働かないといけないかと。そういうことなのです。ですから、市の職員のOBの方と、実は時給にして同じ給料を払っています。それくらいいいのです。そうすると、なぜ活発になっていったかと言うと、実は、各自治会はさまざまな事務処理をしなければいけないのですね。それを全部コミ協の事務局がやってあげるのです。コピーから全部。ですから、そうすることによって、非常にいろいろなものが活発に動いていく。ですから、私どものところでいえば、7つの部会があるのです。その部会が動いていくのに何が一番大変かと言うと、活動費補助金の申請するのが一番大変なのです。部会ごとにやってくださいといってもできないので、そうすると、こういう事業をやりたいと部会で計画を立てて上げてくると、全部事務局がやってあげるのです。そうすると、非常に活発に動き出します。ですから、私どもが自主財源で300万ちょっとくらいの財源を持っているのですけれども、予算額が1,000万円くらいです。ですから、その辺、最低限の人件費は、市からいただけるとありがたいですねということなのです。

(新藤委員)

私、青少年の健全育成にずっと関わってきたのですけれども、コミュニティ協議会ができる以前は、地域の町内の運動会とかゴミ拾いとか、そういったコミュニティ活動の一部は、その保護者なり青少年の指導をしている人たちが中心になってやってきていまして、そこにコミュニティ協議会ができたということで、コミュニティ協議会、私は、協議会だから、やはり地域の中の調整をする組織だと思うのです。ですから、自治会さんとのすみ分けというのは、それはそれで必要だし、その一方で、自治会さん以外にコミュニティ協議会ができる以前から活動をしている組織というのはものすごくいっぱいあるのです。それが、私の地元は秋葉区なのですけれども、もう10年以上活動しているコミュニティ協議会なのですが、そこでもやはり地域の中で元々やってきた行事の中に、コミュニティ協議会がまだ知らない活動、成り立ちがありまして、例えばクリーン作戦、ゴミ拾いにしても、青少年の健全育成の人たちが、ゴミ袋も新津市時代は有料でしたので、買ってまでゴミ拾いをしていたのです。それが、新潟市になってからボランティア袋ということで無料になって、コミュニティ協議会がぜひやりたいということで、なぜやるのですかといったら補助金が出

るからと。みんな、手弁当でやってきた地域の行事の中に、ゴミ拾いをやるとコミュニティ協議会の場合は予算をもらえると。そうすると参加賞でジュースが出たりと、少し活動の様子が変わっていくのです。ですから、やはり、私は、コミュニティ協議会というのは、あくまでも協議会ですので、その地域の実情に合わせてまるで別の活動があっというと思うし、その地域の活動の中に上手に入り込んでいったコミュニティ協議会というのは、今素晴らしい活動をされていると思うのです。

実際、青少年の健全育成協議会の場合は、各地区で事務局は小中学校の教頭先生がほとんどやってくださっているのです。そういういきさつがありますので、コミュニティ協議会のほうで事務局をやっていたら何の問題もない地域が相当あるのですけれども、今のところ、その辺の活動が協議されていなくてぶつかっているのです。お互いに取り合いをしている状態なので、変な状態。うまくいっているところも徐々に出てきていますので。

ですから、やはりコミュニティ協議会については、その地域特性が非常に違うのと、発展段階なので一概にどこがどうというのはまだまだ言えない時期なので、やはり活動量に応じた予算と、それから若林委員が言われたように、事務局がその地域の中のやりくりをある程度見れる環境を作ってやるというのが大事ななと感じました。以上です。

(原委員長)

ありがとうございました。

区単位でまちづくりをやっていくときには、1つの中心がこのコミ協だと思っているのですが、今、団塊の世代の退職期に当たりまして、まだまだ元気な人たちがたくさんいます。この人たちがまだ頑張れるうちに、ある程度形を整えておくということが非常にいいのだらうと思うのですが、ただ、今いい事例がたくさん出てきたと思いますが、これを押し付けるというわけではないほうがいいと思いますので。しかし、こういうところでこんなことをやって、こういう点で成功しているという形の事例紹介みたいなものを、ぜひしてほしいなと、少し感じておりますが。

(長谷川委員)

年に1回、2月くらいでしょうか、毎年、発表会をやっているのですけれど、多分、発表会で終わっているのですね。やはり、コミ協同士の人たちが話し合う場になって、本当のところどうなのだねというところまで踏み込むような場

があれば、ものすごく勉強になったり、弱音を吐きあったりとか、励ましあったりとかすることができていいのかなと思います。

(原委員長)

おそらく、事務局員あるいは事務局長クラスの人たちの集まりをやって、意見交換、ノウハウ交換をやってということが、実際は一番いいのだろうと思うのですね。一番いいかどうかはともかくとして、いずれにせよ、とにかくその辺の何かガイドブックみたいなものが、これは行政で用意していただいてもいいのではないかなと思いますので、この辺を最後の提案の中に入れたらどうかと思っていますが、何かご意見はありますか。

(郷委員)

うちのコミ協は、やはり協議会というところを大事にして、連合自治会の人たちが連合自治部というものを1つ作っていてコミ協の中に入っている。なので、連合自治部はものすごくお金があるのです。各町内からの。そして、コミ協の中には単独予算を持たないというようなやり方で、事業をやるときは申請をしてやっていくというようなやり方をやっています。でも、それもずっとそのようにしているわけではなくて、その連合自治会のあり方をどうするのかということは、毎年考えながら、連合自治部がいいのか、また脱会して連合自治会を別箇にして、コミ協の中には連合自治会が入らないで違う形で入ったほうがいいのかというのは協議のところ。やはり、地域の人のお皆さんも、まだコミ協についてよく分かっていない時代で、私たちもどうやるのか一番いいのかというのは、毎回組織名から話題になりながら活動しています。

事務局をまとめてやるとなると、やはり地域にはいろいろな事務局があって、例えば育成協議会などの事務局、私も育成協議会をやっているの、私たちは、小中学校の教頭先生が事務局でしたが、代わった年というのはなかなか地域のことが分からないので、ただ電話をとるだけ。組織も分からず電話をとるだけということなので、事務局は学校から外して事務局員という人を、事務局をうちの中で作りました。そうすることによって、それはPTAのOBの方にやっていただいて、結局、今はコミ協の事務局を、自治会長を経てもものすごい地域に精通していらっしゃる方、でも、その方々が終わった後に、次の世代を育てていかなければ、このコミ協の組織というものは繋がっていかないので、そういったところを耕していくのも、1つ、コミ協の役目で、そのためにも一点集中ではなく、いろいろな会があって、いろいろな世代が関わりながら、いろい

ろな部会の中で話し合いながら、子育て中のお母さん、PTAの役員さん、少し中間的な方など、いろいろな団体が関わっていくようなコミ協づくりというものが、今、土台がうまく作られたとしても、終わったときに次の世代が出てこないと難しいかなと思うので、そういったことを行政がバックボーンになって指導して、要するに世代が途絶えないような指導、そういったものが大切ではないかなと感じます。

(原委員長)

分かりました。郷委員はちなみに何区でございますか。

(郷委員)

西区の坂井輪中学校区コミ協です。

(原委員長)

分かりました。

(若林委員)

コミ協同士の本音の情報交換、語り合いとありましたけれども、すでに私も、東区のコミ協さんとか、西区のコミ協さんとか、それから南区コミ協さんとかと、今年で5回目になるのですけれども、その年ごとにテーマを決めて交流会をやっています。一番大事なのは、いつも私どものところのじょんのび館というところでやっているのですけれど、半分はいわゆる情報交換をして、半分はお酒を飲みながら、風呂に入りながら、それぞれ込みでやるというような交流会なのです。そのときに、実は、それぞれの担当の地域課の皆さんも参加していいですよと呼びかけるのですけれども、どこも参加してくれない。ですから、そういった機会にぜひ市の担当の職員の方も入っていただくと、本当にコミ協は何を考えているのかというのが分かるのかなと思うのですけれども。

(原委員長)

なるほど。それは、非常にいい提案で。

(若林委員)

今年で5回目になります。

(原委員長)

ただ、お酒が入る席だということで、少し抵抗されるかも知れませんね。

(若林委員)

そうですね。あるかも知れないですね。

(郷委員)

コミ協ができたばかりのときに、西区では、会長、事務局長だけではなくて、各部会同士の情報交換みたいなものも、区のほうでやってくださったのですけれども、そうすると、コミ協によって、例えば、私は子ども部をやっているのですけれども、子どもに関わる活動とか、担当の方とかと話せていいなと思ったのですけれども、やはり、2、3年やると、軌道に乗ったと思って、そういった機会が設置されず。でも、それは自立して、各コミ協同士で、例えば、自治協議会とかが中心にやればいいのかとも思いますが、なかなかコミ協は皆さん忙しい中、手弁当、ボランティアでやっている方が多いので、自分の活動だけで手一杯という方が多いので、やはり、そういったところを行政が少しサポートしてくださるといいと思います。

今回、若林委員のところとうちのコミ協は懇親会をやるのです。その時には、各専門部の部長も全員行きましょうというような呼びかけがあったので、私も行かせていただきます。よろしくお願いします。

(若林委員)

今年は会場近辺を2時間くらいのまち歩きを計画しています。歴史を見てもらおうと思います。

(原委員長)

非常に苦しみながらも頑張っておられるコミ協もある反面、すでに消滅したという大変恐ろしい話も出てきておりますので、これはぜひ、マニュアルというものとは違うだろうと思いますが、ガイドブックみたいな形ですね。例えば補助金の申請はどうしたらいいのかというような、そういうものも含めての何か、そもそも、この自治基本条例とは何と、ここからやらなければいけないみたいな気もしていますが、それを、ぜひ、市の当局から作っていただくことと、できるだけ担当の市の職員も、そういうところに積極的に関わっていただきたい。これは、市の内部の問題だと思いますが、その辺を、ぜひひとつ、まとめとしていきたいなと思います。

先に第5章をやって、時間がなお余ればまた4章に戻りますが、とりあえず第5章に入らせていただきたいと思います。「国及び他の地方公共団体との協力」いう部分でご意見がありましたらお出しいただきたいと思います。

(若林委員)

ここに該当するのかどうかですけれども、私ども西蒲区というのは、非常に

田んぼとか畑とか、農地が多いところなのです。実は、一番困っているのが排水なのです。

私どものところは、土地改良区が非常にしっかりした団体でありまして、土地改良区が大体農地を管理しています。住宅地の排水については、いわゆる市街化区域の中については市がやりましょうと。市街化区域をはずれると、土地改良区がやりましょうという合意があるらしいのですが、その市街地の周辺には、ほとんど、7割、8割が住宅地の排水なのだけれども、たまたま下流のほうで農地なので土地改良区にしてくださいという土地もあるのです。そうすると、土地改良区の段階は、しっかりしているようで、実はそれぞれの小さい工区で成り立っているのです。例えば、何とか工区、何とか工区、第三工区とか。それぞれの予算で動いているのです。ところが、土地改良区というものは、ある程度の面積に達していないと土地改良事業ができないという法律があるのです。そうすると、小さい工区のところにたまたまそういった都市利水、いわゆる都市利水の排水があると、その工区間になるものを直さなければいけないとか、莫大な負担になるという場所が結構あるのです。その辺で、非常に困っているんで、その辺をもう少し、これは土地改良区との協議になるのでしょうか、きちんと見直していただくとありがたいなと思うのです。

(原委員長)

おそらく、今のは一つの事例でありまして、ほかにもそういったものがある可能性は十分あると思うのですが、そういうときというのは、どこが解決をとというのはありますか。やはり区役所に動いてもらわないことには。

(若林委員)

私ども、そういった問題については、区役所の建設課ですとか産業課に持ち込みますね。担当の課長さん、非常に悩まれるのです。

(原委員長)

下水道の施設については、西蒲区では、大体もう済んでいるわけですね。

(若林委員)

そうですね。いわゆる下水道ではなくて、雨水の。

(原委員長)

下水道。そちらのほうも、今、一緒にやっていますからね。

(若林委員)

やっていますけれども、まだ、50パーセントにっていないと思います。

(原委員長)

正に別の話かも知れませんが、新潟もスコールみたいなものがありまして、昔は50ミリくらいだったと思っているのですが、最近は100ミリを超えるようなときもあるので、川が氾濫したとか、海から氾濫してきたということはないのだけれども、雨が降っただけでまちなかが氾濫しているというときがありますので、今のようなお話だと、現実には相当大変なのだろうなと思って聞いているのですが。

ただ、個別の問題で見れば、それは区役所と土地改良区との話し合いをしてもらうしかないという感じがありますが。

(事務局)

自治基本条例の中で、そういう個別課題の解決をしていくのは少し難しいと。

(原委員長)

ほかに何かありますか。他の団体、国までと入っていますけれども。国、県、その他、周辺の地方公共団体との協力ということです。

(長谷川委員)

国際社会に果たすべき役割ということについて、少しご説明をいただいてもいいですか。私、前回休んだものなので、もしあれば。

(事務局)

私から、きちんとかういったことについてご説明できるかどうか分かりませんが、新潟市は地政学的に、どうしても対岸、中国、韓国、ロシアの皆様と東西の冷戦の時代から交流を続けながら平和都市外交というものをやってきた歴史がございます。

それを受けまして、姉妹都市提携等、いろいろと事業が、文化・市民レベルで積み重なってきたところが、今の、形と姿を変えて、例えば3領事館が設置されている日本海側唯一の都市であったり、あるいは航路、航空路ができていたり、あるいは市民レベルの活発な活動、交流が盛んになっていたり、あるいは行政同士の活動や交流が盛んになっていたりということが現状としてあるのだと思います。これは、過去の先人の皆様がそういったことを積み重ねてきていただいたことが、新潟市にとっても、例えば、実務的には貿易とか人流、商流、観光の部分のところできちんと新潟市にとってもいいことがあり、対岸の皆様にとってもいいことがあるのだということを実証してきた都市でもあろうかと思えます。

なお、国内的には、新潟市の場合については、首都圏と繋がっている、あるいは首都圏以外にも飛行機、あるいは新幹線などで東北の皆さん、北陸の皆さんと繋がっているわけで、そういったことを通してアジアと日本国内の結節点として発展してきたというところがありますので、日本海が平和でないとなかなか新潟市は発展が難しかったということもあって、新潟市が交流を活発にすることが世界あるいは日本の平和、あるいは交流の活発化を一助になっているという意識のごとく、こういう規定が入っているということだろうと思います。

(原委員長)

いい点も悪い点もありますから、その辺、両方を踏まえて理解して、適切にほかの地区よりも早め、早めに対応するというような状況にならないといけな
いだろうと思っていますけれども、なかなか難しいですね。

(若林委員)

対外といいますと、中国の動きが気になるのですが、特に新潟は、黒龍江省と非常に深いお付き合いがあって、特に亀田郷土地改良区が、もう亡くなられた佐野藤三郎さん、黒龍江省の農地開発に非常に尽力されたと。そういった意味で、非常に新潟自体を黒龍江省の皆さんは尊敬する気持ちを持っていたりすると思いますけれども、その辺の交流というのは、今あるのでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおり、佐野前理事となりますかね。三江平原の農地開発に、当時、いろいろとお付き合いがそこから始まってということで、新潟市にとっては、黒龍江省、省ということもそうなのですが、ハルビン市と姉妹都市になっていますので、そういったことをベースにしながらいろいろな交流を、国際課を中心にやっているということでございます。

ハルビンには、例えば、文化施設、スポーツ施設の交流もやっていますし、あと、商談会等もハルビンで行われていますので、そういったところへも参加を、こっちに来ていただいたり、こちらからお邪魔したりというようなことを、黒龍江省とはやっております。

(坂上委員)

留学生支援という、「国際化大綱」に基づく取り組みのほうに書いてありますけれども、新潟大学も、内野地区でも留学生の人たちを地域に参加させて行事を行っていたりしているのですけれども、この留学生というものがどのくらい人数があって、まち全体として、新潟市全体としても、何かそういう留学生

を対象にした事業とか行事とか、そういったものがあるのですか。

(事務局)

すみません。今、留学生の人数について把握しておりませんので、よろしければ次回までにお知らせするなりしたいと思います。

留学生支援につきましては、国際課あるいは国際交流協会という協会がありまして、そこが中心になってやっていただいております。

今、坂上委員からお話のありました新潟大学を中心になるのでしょうかけれども、西区では内野商工会といろいろと交流をされているとお聞きしております。地域の一員として、きちんと外国人の方も住みやすい、あるいは一緒に住んでいる方々も住みやすいということを目的に留学生の支援をしていかなければいけないということで聞いております。

あと、留学生支援といたしましては、将来の新潟市のファンを、留学生という形でファンになって、サポーターを育成しているという側面もありますので、特に新潟大学の学生さんに限ってやっているわけでは決してないのですけれども、自国の料理を自分で作っていただいて市民の皆さんに食べていただいたり、自国の文化をご披露する中で交流を深めたりという活動が、NPOレベルと、あるいは私どもも協会に関わっているようがございますが、数とか回数とかというものは把握をしておりませんが、そういったことが広がっているとお聞きしております。

あとは、その留学生以外の外国の方全体という意味では、外国籍市民懇談会というものがありまして、いろいろなトラブルをそこで話し合っ、地域の皆さんとどのように解決をしていくのかとか、このときにはこうしたほうがいいのかとかというようなことも、懇談会を設ける場で少し議論がされているということもお聞きしております。

(坂上委員)

私の担当しているところでも、留学生の家族、家族ぐるみで来ているという人が、毎年のように、住宅費が大変なので市営住宅を応募するための書類を作ってほしいということが、地域の民生委員のところに来るのです。そういうものは、市としては、特別にどこか空いているところ、安いアパートとかそういうものを紹介するとか、家族ぐるみで来たときにはこのような住宅を世話するとか、そういうことはやっているのでしょうか。毎年のように、市営住宅を申し込むのにここにハンコが欲しい、何してほしいということがきますけれど。

(事務局)

市としては、そこまではやっていなくて、外国人登録を独自でしていただくときに、市民くらしのガイドのようなものの英語版等をお配りすることはさせていただいておりますけれども、個々の住宅の契約とか、私の契約は、例えば宅地建物の取引法の制限もありますので、住宅紹介というのは、なかなか免許がなくてできないということもありますので、そういったできる範囲でご支援を申し上げているということで、今、委員がおっしゃったような個別には対応していないというのが現状だと思います。

(原委員長)

それは、割と短い期間の滞在で、市営住宅を貸してくれないかということですか。

(坂上委員)

そうですね。4年とか5年くらいですね。

(原委員長)

5年、少し長いですね。留学期間とかですね。

(新藤委員)

今の意見と少し違うのですが、観光客誘致と文化、スポーツ交流とかあるので、例えば、私の所属している組織などで、全国で2万4,000人規模の組織が、実は、来年新潟県で大会をやるということなのです。そういった、いろいろな全国組織なり、例えば北陸、関東、信越、そういったいろいろな組織を持つ団体が、多分、数年に1度は新潟市を会場に研修会とかそういったものを行っていると思うのですが、そういうときに、一番混乱するのが、宿泊施設、それを収容するだけの施設がどこにあるのかということと、それだけの人間が折角来るのに、観光資源としての紹介とかそういったものがなくて、いきなりみんな佐渡島へ行って終わってしまうとか、そういった、非常にもったいない部分があると思うのです。

例えば、10年に1回ある大会が、今度新潟に来るのは何年後だとか、そういった情報がある程度掴んでおくなり、そういう大会をやったときに、実は、同じ日に別の組織が何千人集めて朱鷺メッセを確保してしまっていますとか、そういったことが結構あると思いますので、そういった調整を図る部分というのも、新潟市として観光客誘致なり、戦略的なものとして、それだけのものを迎え入れたときにおもてなしをできるだけ、いろいろな関連の組織があつて、

その情報があれば、それなりに体制をとれると思いますので、そういった情報をまとめて、それで戦略的に宿泊施設を持っている組織なりにはどういう情報を流して、その滞在を楽しんでいただくためにはどういうところを紹介するか、そういったものを組織的に、市としても何か情報を寄せれば必ず返してもらえるようなところがあれば、結構、観光客の誘致といったものも期待できるのではないかなと少し思っているのですが。

(原委員長)

県は、何かやっていますよね。市はどうでしょうか。

(事務局)

新潟市も、観光コンベンション協会というものが、古町の六番館ビルに入っていますけれど、そこでコンベンションに対する補助をやっていたりしますので、コンベンションを開催する主催者側の皆さんでそういったところにお出でいただくと、例えばそういう団体があり、あるいは持ち回りで何年に1回、そういった会が回ってきそうとか、何人規模でどういった宿泊施設が必要で、あるいはどういった輸送が必要でとか、いろいろなことデータを蓄積している部分もあるのですけれども、今、ご指摘のように、まだまだ存じ上げないところもあろうかと思しますので、そういったところをとおして情報交換をさせていただくということにはなっているのですけれども。

(原委員長)

県から補助金が出るのですけれども、県からもらった場合は市からはもらえないのですか。両方からもらえるのですか。

(事務局)

併用は、できるケースとできないケースがあるようですので、正確に1つつ細かいところまでは、私どもでは承知しておりませんが、大きな国際コンベンションですと市と県と両方出たりとか、国内の何人規模は片方しかもらえないとかというようなことがあったように記憶しております。

(原委員長)

いいことなので、できることならば拡充をするといいいのかなと思います。

(樋口委員)

今おっしゃった観光客の誘致なのですけれど、先週の25日、26日と、母親大会が朱鷺メッセであったのです。参加させていただいたのですけれど、溢れかえるほどの方たちが全国からいらっしやっていたのですけれど、あそこは、

割と外に出にくいのですよね。入ってしまうと。それで、新潟市の案内は、非常に綺麗な案内が3つほど入っていて、各区の案内も入っていたのですが、5時くらいに終わって、それから古町とかに出ようとしたら、バスか何かでどンドンまわしていかないとだめなのかなと思ったのです。皆さん、本当に荷物を抱えて、多分泊まりで来ていると思うから、そのようなことも考えて誘導するような、ただパンフレットを配って終わりではなくて、誘導するような形にしないと、あそこに出た物産の方たちだけしかお金が落ちないのかなと感じました。

その話ではなくて、この前、ブータンから来られた団体の方とうちの団体が交流して、最後はハグするくらい感動したのですが、この交流協定都市というものと姉妹友好都市の違いは何なのでしょう。

(事務局)

姉妹友好都市の姉妹というのは、姉と妹というと中国の方が嫌うということで、姉妹と友好と両方を使い分けて。中国の方だけです。姉妹だと上下関係があるということです。一般的には姉妹都市と呼んでいますけれども、中国のハルビン等につきましては友好都市という言い方を国際的にしているというだけの違いです。

それから、交流協定都市というのは、姉妹都市友好都市ではないのですが、例えば、特定の分野、文化・観光の分野で覚書等を交わす中で交流を推進していきましょうという都市でございまして、姉妹友好都市でございましてと条例に謳ってあるとか、何か、法的に何か違うのかということでは決してなく、交流を促進するという意味では、さほど差はないということでございます。

(樋口委員)

新潟は向こう側に向いているので、今、少し硬くなっている日本の外交を、交流を重ねることで柔軟な外交をしてもらう、そのためにも新潟市は、その中心になって頑張りたいと思います。

(原委員長)

あまり関係ないといわれるかも知れませんが、新潟市内にある企業さんで、例えば災害があると何万食かのご飯とかを提供できる準備が常にしてあるところもありまして、それが、国内だけじゃなくて海外までもやれるようになっています。そういう企業さんも確かに生まれてきていますね。新潟市内に。非常にいいことだなと思います。

では、大体出つくしたようですので、次回、後回しにしておりました基本的なところで1章と2章のところへ入らせていただきたいと思いますので、その説明を、これから事務局からさせていただきますか。

(事務局)

それでは資料7をお開きいただきたいと思います。併せまして、条例パンフレット(概要版)もご覧いただきながら、お聞き取りいただければと思います。

このたびご説明するのは、第1章、第2章ということでございますが、第3章以下が、圧倒的に個別制度について記載しております、第1章、2章につきましては、そんなに数は多くございませんし、今回ご説明する部分についても、本当は第3章のどこかのところに該当するものもあろうかと思っておりますけれども、私ども、整理上、今、第1章、2章に該当するものということでご説明させていただきます。

資料7の2-1、「市政世論調査」ということです。市民生活の現状や市民の皆様のご要望、関心度などを定期的に把握するために、毎年度1回ずつ行っているアンケート形式の調査をさせていただいております。

指標等のところで、平成19年度から平成23年度の調査期間と調査項目について記載してございますが、ここに記載された調査項目につきましては、各年度、特別にこういったテーマにつきましてやりましたということでございまして、毎年度、共通の調査項目については、その下の米印のところで、市の取り組みに対する感想、市政全般と区政についてお聞きしているものは、毎年やっているということでございます。回収状況につきましては、大体55パーセントということでございまして、若干下がり気味という傾向でございます。

次ページに棒グラフみたいなものを掲載してございます。市政世論調査の、今ほど申し上げた共通部分、毎年度やっています項目の、1つだけを取り出してご提示させていただいております。図5-1ということで、新潟市として良くなっているものを選んでいただきたいと思いますということで、参考までに、上からごみ処理・リサイクルが良くなりましたねと。市・区の窓口対応も良くなりました。スポーツの振興も良くなりました。逆に下のほうで、男女共同参画の推進ですとか商工業・貿易の振興は、あまり良くなっていないですねというご判断といたしましょうか、アンケート結果が出ているということでございます。

それから、図5-2のところでございます。新潟市として今後、もっと力を入れてほしいものということでお尋ねしたところ、高齢者福祉、雇用の場の拡

大、まちなかの活性化などが上位にきているということでございます。下のほうをご覧くださいますと、男女共同参画の推進、広報広聴活動、市民協働のまちづくりといったものが、少し下のほうにきているという状態です。

図5-1、5-2につきましては、市全体についてお聞きしておりましたが、次のページの図5-3区として良くなっているものということでお聞きしております。区として良くなっているもの上位が、ごみ処理・リサイクル、市・区の窓口対応、地域活動の振興といったものが上位にきております。

それから、図5-4、区として今後力を入れるべき分野はいかなるものでしょうということでお尋ねをしたところ、やはり、高齢者福祉、まちなかの活性化と併せて防災対策、防犯対策といったものが、やはり市全体ではなく、区に求められていくというような結果に、市民の皆さんのご意向が出ているということで、これは、毎年、定点で調査をしていくということでございます。

それから、資料2-2、3ページでございますが、「新潟市職員の提案に対する規程」でございます。職員の事務改善意欲の高揚を図って、市の行政事務の改善を改善するために、改善提案制度を持っております。新潟市職員の提案に関する規程というものがございまして、その規程によって職員から発意を求め、事務改善を行っていくということでございますが、平成23年度80件ご提案をいただいて、採用が11件、一部採用といえますと16件、内部的に検討中ですというものが23件あります。不採用が28件ということで、平成23年度の内訳をお示ししております。

例えばということで、事務引継書の作成というものが、今まで個人ベースでいろいろな引継書を作っていたわけですがけれども、行政サービスの低下を招くことのないように、定型様式で事務引継をするようになったとかというようなことが改善内容として記載してございます。

それから、5ページ、「改善実践報告制度」ということでございます。今ほどご説明した改善につきましてと違いまして、今度は、各所属で、自分の関わっている仕事について改善活動をやりましょうということでございます。先ほど説明したのは、他所の課でやっていることも提案を受け付けるというものでございまして、今、5ページに記載のものは、普段やっている仕事を改善しましょうということでございます。

指標の欄で、平成23年度については、平成22年度と比べて倍以上出ていまして708件の改善提案がされているということでございます。自らの職場

のお話ですので出しやすいといった側面もあろうかと思いますが、改善提案につきましては、実践報告発表大会というものを設けておまして、改善事業について発表し、情報の共有化を図っているところでございます。

例えばということで、指標2の欄、平成23年度の最優秀改善事例ということで記載させていただきました。住民票につきまして、例えば市の申請行為に対して住民票を添付していただく事例が多かったわけですが、市民の皆様のご了解がいただければ、住民票をいちいち添付をしなくても、こちらでデータを持っているわけですので、市がデータを確認して、住民票の添付を省略できますよという取り扱いを実施したというのが記載しております。

それから、資料2-4、6ページ、「新潟市人材育成の基本方針」ということです。市の職員数全体では、毎年減っておりますので、一人当たりの職員の事務量ですとか求められる資質が高まることが求められておりますし、いろいろな行政のサービスのニーズについての多様化、高度化しているということを受けまして、人材育成が大切だという認識のもと、基本方針を定めております。

目指すべき職員像につきましては、概要の2つ目の丸、市民と行政を結ぶ、市民から信頼される新潟市職員ということを掲げながら、人材育成の方針を定めているところでございます。

人材育成の主な柱といたしましては、人事業務が行う研修と、それから仕事を通じた職場での研修ということになっておりますが、主な実施研修ということで、参考までに研修所の研修から派遣研修、職場での研修について記載させていただいております。

第1章、2章の個別の制度については以上でございますが、今度はパンフレットをご覧くださいと思います。第3章からご検討いただいておりますけれども、第1章、第2章につきましては、条例の基本的な部分が記載されております。

パンフレット2ページ、自治基本条例の制定ということでございます。地域のことは自らが考え、自ら行動する分権型政令市をつくるためにこの条例を制定しましたということ。それから、条例の位置づけとしまして、自治の基本理念や基本原則を最大限尊重して整合性を図りながら、ほかの条例等の運用をやっていきますというようこと。その基本理念と基本原則については、第4条、5条で規定をしていますということ。基本理念につきましては、個人の尊厳及び自由が尊重され、公正で開かれた市民主体の市政を推進することと、地域の

特性及び独自性を尊重した地域自治を推進することとということでございます。

この理念を実現するための市政面の原則を第5条で定めておりまして、市政運営に関する情報の共有をすること。それから、市民参画の下で市政の運営を行うこと。それから、協働して公共的課題の解決にあたることといったようなことが記載されております。

これらを実現する主体としては、3ページになるわけですが、市民の皆様と議会の皆様と、私どもの市長以下職員がいるということになっております。それぞれの責務、役割等については、第6条から第12条までで記載しております。市民の皆様にとっては、次世代への影響に配慮しながら自主的な活動を行っていただきたいと。あるいは、参画と協働にあたっては、総合的な見地で発言及び行動をお願いしますと。一方、議会については、意思決定機関として責任を自覚するとともに執行機関である市長等を監視する機能を果たしてほしいというようなことを規定させていただいております。それから、市長等につきましては、市民福祉の増進を図るために、公正かつ誠実に市政を運営しなさいというようなことが規定されているということでございます。従いまして、2ページのところの自治の基本理念を実現するために、市民、議会、市長等がご一緒に活動を、役割等を踏まえながら責務を果たしていこうという条例の組み立てになっているということでございます。

ちなみに、昨年度でございますが、この自治基本条例を補完するものとして議会基本条例というものができております。議会基本条例等につきましては、自治基本条例を相まって議会の役割、責任について明確化したものと、私どもは理解をしておりますし、本条例の第8条から10条の議会に関する規程につきましては、今、議会にお願いをしております、この度の見直しの検討委員会にあたって、議会側のご意見を頂戴したいということでお願いをしております、議会は別途作業中ということで、第1回目の会議でも申し上げさせていただきましたけれども、第8条から10条のところについては、議会サイドで今検討されているとお聞きしております。私からは、以上でございます。

(原委員長)

ありがとうございました。ご質問、特に論議を深めたいというようなご希望の項目など、ご発言をお願いしたいと思います。

(岩橋委員)

今、事務局から説明がありました議会の件についてですが、確認をしたいの

ですが、議会は、議会として検討されまして、その検討されたものは、当委員会にはこられるのですか。それとも、議会は議会独自でやると。

(事務局)

議会関係部分につきましては、議会でご検討いただいて、その結果を私どもに教えていただけるとお聞きしております。検討結果が出ましたら、私どもを通じてこの委員会にも報告をさせていただければと思っております。

(岩橋委員)

分かりました。それと、次回の検討なのですが、今日、検討しなかったのですが、第4章について、4-1、4-2、4-7について意見を述べたいと思います。

4-1、区ビジョンですが、基本方針は19年から26年まで、まちづくり計画は、7年間と長いと思います。自治協議会の委員が長くて4年ですから。計画があいまいですので、いつまでに、だれが、というのは、市がやるのか市民がやるのか、または、委託を受けた業者がやるのか、どこまでやるのかが必要に思います。計画をもう少し短くしないと、検証もできないことになります。

次に、4-2、特色ある区づくり予算についてですが、自治協議会で2千万円で計画している。内容は、防災や環境などですが、これが区の組織目標とほぼ同じであれば、連携して進めるしくみづくりをしてほしい。事業期間3年とあるが、区にとって有意義なものは区の予算の中で事業継続するしくみをつくっていくのがよいかと思えます。

続いて、4-7、自治協議会についてですが、まずは、訂正ですが、概要に30人以内で組織とありますところですが、10万人で30人以内で、1万人増えると1人ずつ増やせるということです。

自治協議会は、東区は14万人ですが、人材が枯渇しています。特に有識者は、中央区には弁護士などたくさんおられますが、東区では依頼してもなかなかしてもらえない。有識者の定義を明確にしておく必要があります。また、公募委員は、一度やったらやれないしくみになっている。人材確保の点から、その辺のしくみ対策をしてほしいと思えます。

(樋口委員)

各区の委員の人数と男女比、公募委員の人数を次回までに出してほしいと思います。追加で、委員の種類といいますか、選出団体も入れていただきたいと思えます。

(原委員長)

特色ある区づくり予算の事業期間が3年で、区ビジョンまちづくり計画が7年、自治協議会の委員の任期が4年と違うためズレが生じていると思いますが、このあたりについて、次回議論しましょう。

(新藤委員)

人材不足などありますが、そもそも自治協議会の認知度が低いことがあげられます。きちんと認知度を上げていく努力が必要だと思います。

(原委員長)

次回、認知度を上げるアイデアも出せるといいですね。

(郷委員)

まちづくりや地域課題の解決のため、多様な意見の調整や取りまとめを行っている自治協議会が、今度は予算提案もされているというのは、どういうことでしょうか。

(事務局)

特色ある区づくり予算として、2千万円であったものに、23年度から自治協議会提案事業予算として追加設定しているものです。今年度は300万円を区づくり予算に上乘せするようにしてやっているものです。

(新藤委員)

例えば区バスですが、私は秋葉区ですが、収支率30パーセントないと廃止されますが、収支率が悪いようなところが本当は必要だったりします。これを自治協議会の中の地域課題としてやってみて、うまくいったら、区予算になるといった、実験的にやってみる、地域課題でこんなことも提案的にやってみたいといったことができるものです。

(原委員長)

本当は今日やるべきだったのでしょうかけれど、岩橋委員からいろいろと指摘がありまして、それで気が付いたのですが、ぜひ作ってもらいたいのですが、区の予算の、全体の2割くらい占めているという話があったのですが、その2割の予算は、一体、何にどのくらい使われているのか、支出でいいと思うのですが、例えば人件費とか物件費だとか、というものを少し見せていただきたいなと思いますので、次回にひとつよろしく願いいたします。

では、今日の議事につきましては、以上で。

(事務局)

すみません。1つだけよろしいですか。

岩橋委員からご提言いただいたところで、多少、私から説明させていただきます。

まず、区ビジョンのところですが、新潟市の総合計画と計画期間を合わせる形で、今、平成26年度までという形になっています。総合計画の、市全体の総合計画の下でという、最上位計画でありますので、新潟市総合計画に反するような計画というのは、いずれの計画も市として定められないということもあって、区のビジョンについても平成26年度を終期にしています。

その平成26年度に向かう計画なので、そのまちづくり計画も、今、平成26年度になっているということですので、この辺を、組み立てを変えようという話になると、総合計画全体あるいは個別計画全体の計画期間を見直すことが、もしかすると必要になるかもしれませんし、果たしてそういう方向にいけるかどうかとは、今ここで答えできるわけでは決してないものですから、ご意見として承る程度という感じがしております。

それから、4-2の特色ある区づくり予算の組織目標のところですが、組織目標につきましても、区全体の予算、あるいは予算、人的資源を使って、どういうまちづくりをしようというのが、区の組織目標でございまして、そのお金の使い道の一部が区づくり予算になっていますので、区づくり予算を実施することだけが区の目標では決してなっていないものですから、区づくり予算を使わない予算を使って、本庁予算を使ってこういうまちづくりをしますというのも各区の目標としてなっていると思われまますので、決して整合性がないわけではないと思うのですけれども、区づくり予算だけ取り出して目標化されていないところに、違和感をお感じになっているのかなという気がしております。

当然ながら、予算というものは、事業を実施していく目標のツールとしてお金があるわけで、整合性を持っているものだとは思っておりますけれども、見た目からすると、区づくり予算だけ取り出して目標をつくっているわけではないものから、そういったように見えるところもあるのかも知れませんかと感じた次第です。

それから、人材育成、人材確保については、いろいろな委員の皆さんのご意見を承りましたので、これについてはそうかなと、すぐできることもあれば取り組んでいくこともあるかも知れませんが、そうでないところも、かなりハー

ドルが高いものもあるかも知れません。というような感じを、今、お話した次第です。すみません。時間が過ぎている中で。

(原委員長)

ありがとうございました。